

会 議 録

|           |  |
|-----------|--|
| 会議名       | 令和5年度第1回和泉市公共施設マネジメント推進本部会議  |
| 開催日時      | 令和5年8月17日（木）午後1時00分から午後2時03分まで   |
| 開催場所      | 和泉市役所3階庁議室   |
| 出席者       | <p>本部長：森吉副市長（本部長）、吉田副市長（副本部長）、小川教育長、小泉参与、山本危機管理部長、並木市長公室長、前田総務部長、山崎環境産業部長、西川福祉部長、八木都市デザイン部長、土本教育次長兼教育・こども部長、辻生涯学習部長、藤原選挙管理委員会事務局長</p> <p>事務局：東政策企画室長、左海政策・資産マネジメント担当課長、田嶋総括主幹、丸岡総括主査</p>   |
| 議事        | リサイクルプラザ彩生館関係の今後の方針について  |
| 会議資料      | <p>次第</p> <p>【資料番号 1-1】 彩生館関係の今後の方針について</p> <p>【資料番号 1-2】 彩生館施設配置図・平面図</p> <p>【資料番号 1-3】 彩生館周辺施設</p> <p>【資料番号 1-4】 光明池球技場管理棟投票所レイアウト案</p> <p>【参考資料】 和泉市公共施設マネジメント推進本部会議設置要綱</p>  |
| 会議の要旨     | <p>・以下の審議事項について審議し、承認された。</p> <p>リサイクルプラザ彩生館関係の今後の方針について</p> <p>①令和5年度末に廃止する彩生館の土地については、今後、民間への売却処分を前提に手続きを進めることとする。</p> <p>なお、建物については、令和6年度にサウンディング調査を実施のうえ、土地・建物を一括して売却するか、建物を除却のうえ売却するかを決定することとする。</p> <p>②彩生館の建物を活用してきた選挙時の投票所機能については、光明池球技場管理棟にて担うこととし、彩生館の建物の処分に先立ち光明池球技場管理棟の改修を行うものとする。</p> |
| 会議録の作成方法  | <input type="checkbox"/> 全文記録<br><input checked="" type="checkbox"/> 要点記録  |
| 記録内容の確認方法 | <input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている<br><input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている<br><input type="checkbox"/> その他（ ）  |

| 発言者 | 審 議 内 容<br>(文中敬称略)  |
|-----|---|
| 事務局 | <p>本日の会議の目的は、公共施設マネジメントに関連する施策及び事業の推進における関係部局間の総合調整として、彩生館廃止後の土地、建物の対応等について関係部局間の総合調整を図るものである。</p> <p>案件が公共施設マネジメントに関連する施策及び事業の推進における関係部局間の総合調整に関することに限られることから、和泉市公共施設マネジメント推進本部会議設置要綱第4条第2項の規定により、案件に関連する本部員にのみ出席とした。</p> <p>議事 リサイクルプラザ彩生館関係の今後の方針について</p> <p>【資料番号 1-1】 彩生館関係の今後の方針について<br/>(1 ページ)</p> <p>(1. 審議にあたって)</p> <p>彩生館を令和6年3月末で廃止することについては、創発プラン等に位置付けており、議会から意見等はあったものの、第3回定例会に廃止条例を提案することについて、現在、手続きを進めており、この会議では、施設廃止後の土地、建物の対応等について、関係部局間の総合調整を図る。</p> <p>(2. 審議事項)</p> <p>審議事項は、以下の2点である。</p> <p>「①令和5年度末に廃止する彩生館の土地については、今後、民間への売却処分を前提に手続きを進めることとする。なお、建物については、令和6年度にサウンディング調査を実施のうえ、土地・建物を一括して売却するか、建物を除却のうえ売却するかを決定することとする。」</p> <p>「②彩生館の建物を活用してきた選挙時の投票所機能については、光明池球技場管理棟にて担うこととし、彩生館の建物の処分に先立ち光明池球技場管理棟の改修を行うものとする。」</p> <p>(3. 彩生館について)</p> <p>敷地面積が2,421.14㎡あり、「【資料番号 1-2】 彩生館施設配置図・平面図」に全体配置図と平面図を掲載しているので参照願う。</p> <p>彩生館については、選挙時は投票所として使用している。</p> <p>また、彩生館内に補助金を活用して整備したシルバーワークプラザがある。</p> <p>(2 ページ)</p> <p>(4. 財産等の適正管理に関するガイドラインに基づく関係課照会)</p> <p>関係課に利用希望照会を実施した結果、選挙等の一時利用の意見はあったものの、継続</p> |

して利用を希望する部局はなかった。

(5. 財産等の適正管理に関するガイドラインに基づく資産マネジメント所管課での検討)

市では財政状況や人口減少等の社会情勢の変化に対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適配置を進めているところであり、今回の彩生館の土地・建物については、利用を希望する部局がなく、耐用年数も考慮すると売却処分を行うべきと整理している。

今回の施設処分は、わずかではあるが、公共施設等総合管理計画の目標である延床面積縮減の一助となるものである。

(6. 土地・建物の処分方法について)

彩生館には、シルバーワークプラザを併設しており、整備の際、20,000千円の補助金の交付を受けており、建物を除却のうえ土地を処分する場合には補助金の返還は不要であるが、土地・建物を一括して売却した場合には、最大約2,600千円の補助金の返還が必要となる。

建物を除却のうえ、更地で土地を売却することと、土地・建物を一括して売却することについて、どちらが優位であるか、令和6年度にサウンディング調査を実施のうえ、売却方法を決定する。

(3 ページ)

(7. 投票所機能の確保)

彩生館は第57投票区和泉市リサイクルプラザ投票所として使用されており、令和5年の府知事選挙時では、当日有権者数5,767人で、市内7番目の規模、当日投票者数1,642人で、市内6番目の規模となっている。

大規模であり、受け入れ先はある程度の施設規模が必要であり、また、自動車での来場者が多数で、交通集中による道路混雑に配慮が必須である。

(4 ページ)

投票所の代替施設を投票区内外で検討した結果、費用をかけずに投票所として使用できる施設の候補は⑤光明台北小学校であるが、選挙人集中地域から遠距離となる課題があることから、費用をかける場合も含めて検討し、投票区内にある⑥光明池球技場管理棟を改修して投票所の代替施設を確保すると整理した。

「【資料番号1-3】彩生館周辺施設」に周辺の施設・投票所の地図、「【資料番号1-4】光明池球技場管理棟投票所レイアウト案」に投票所としてのレイアウト案を掲載しているので参照願う。

投票所移転の時期については、令和6年度に光明池球技場管理棟を改修し、投票所機能を確保することから令和7年7月頃の参議院議員選挙までは、彩生館の投票所機能を維持

事務局

し、それ以降の選挙を光明池球技場管理棟で実施することとした。

(5 ページ)

今回の投票所移転に係る地域説明については、令和5年第3回定例会にて、彩生館の廃止条例が議決された後に行うものとし、議会に対しては、令和5年第4回定例会総務企画委員会協議会での報告を行う予定としている。

(8. その他)

人権文化センターホールの除却工事に伴い、人権文化センターホールに保管している防災用段ボールベッドを令和6年度早期に移設する必要があり、移転先が課題となっているため、現状の保管場所と同等のスペースを確保できる場所を検討した結果、彩生館の建物を一時保管場所として活用することとした。

(9. 今後の事務手続きについて)

本日の会議の結果については、本部長と事務局で市長に報告を行うものとし、その結果については、本日の出席者に共有する。

その後、個別の最終意思決定は、各担当課が本日の会議結果に基づき、適切な時期に進めるものとする。

(6 ページ)

参考として、1ページから5ページまでの内容を今後のスケジュールとして掲載しているので参照願う。説明は以上である。

森吉本部長

事務局から説明があったが、質問や意見等はないか。

辻部長

投票所移転の時期について、令和6年度に光明池球技場の改修を行うことから令和7年度当初から投票所を移転できると考えられるが、令和7年7月頃の参議院議員選挙まで彩生館を投票所として使用するの、一時保管している防災用段ボールベッドを令和7年12月頃まで庁舎第二分館に移設できないことが理由か。

事務局

防災用段ボールベッドを一時保管することが令和7年7月頃の参議院議員選挙まで彩生館を投票所として使用する理由ではない。

令和6年度に彩生館の土地の売却方法についてのサウンディング調査を実施し、売却方法決定後、令和7年度に鑑定または除却設計を行うことから、令和7年度については彩生館が残置されることになるため、その間、彩生館を活用するものである。

藤原局長

投票所の移転時期については、令和6年9月頃に市議会議員選挙、令和7年6月頃に市長選挙、7月頃に参議院議員選挙と1年以内に3選挙が予定されており、参議院議員選挙後は衆議院議員選挙が無かった場合になるが、令和9年4月頃の府議会・府知事選挙まで

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>1年半以上の間隔があることから周知期間等を考慮して令和7年7月頃の参議院議員選挙までは彩生館を投票所として使用するものである。</p>  |
| 山本部長   | <p>耐用年数が残り2年の建物についてサウンディング調査を実施する必要があるのか。通常ならば除却して売却するのではないか。</p> <p>また、大きな地震が発生して何か起きた際に市として責任がないと言えるのかといった点を危惧する。</p>   |
| 前田部長   | <p>建物が古いことから建物にどれだけの価値があるか不明だが、建物を除却する場合、除却費用約3,300万円や職員の手間がかかる。</p> <p>一方で、土地・建物を一括して売却する場合、補助金を最大約260万円返還しなければならないことと、建物残置による土地価格への影響が考えられるが、現時点では、土地価格への影響がどの程度なのか見極めができていないため、令和6年度に不動産業者や開発業者等の意見を聞いたうえで、有益な方を選択するためにサウンディング調査を実施して事業者の意見を確認したい。</p> |
| 森吉本部長  | <p>サウンディングを実施することで、何か不都合は生じるのか。</p>   |
| 事務局    | <p>影響はない。</p>   |
| 吉田副本部長 | <p>土地の売却後に相手方に存在を伝えていなかった地下埋設物が発見され、トラブルになる事例がある。</p> <p>現状は、契約書内にそういった地下埋設物が発見された場合でも市に責任はなく、金額の変更を行わないといった内容の記載があるが、そういったことがないようにしっかりと相手方に情報を伝える必要がある。</p> <p>今後、普通財産として引継ぐ総務部として、しっかりと議論を行ったうえで売却を行うように。</p>   |
| 前田部長   | <p>普通財産として総務部が引継ぐ段階で問題点等があるかを原課にしっかりと確認し、問題点等があれば、問題点等も含めて情報を公開して売却を行う。</p>   |
| 八木部長   | <p>以前の土地の利用状況を調べておくべきだと考える。</p> <p>除却費用約3,300万円について、敷地内に浄化槽があったと記憶しているが、除却費用に含まれているか確認が必要だと考える。</p> <p>また、敷地内の駐輪場部分の土地が低くなっており、水路のような排水があったと記憶しているので、排水先の付け替え等が必要になる可能性がある。</p> <p>現地をしっかりと調査したうえで、除却費用の積算が必要と考える。</p>                                    |
| 森吉本部長  | <p>事務職員だけではなく、技術職員も含めてしっかりと確認するように。</p>   |

|        |  |
|--------|--|
| 西川部長   | <p>他の体育施設のロビーにも空調がないと思うが、選挙のために空調を整備するということになるのか。</p> <p>また、選挙当日は、光明池球技場は利用できるのか。</p>  |
| 藤原局長   | <p>投票日が事前にわかる選挙については、選挙当日の運動広場を選挙管理委員会で押さえるが、それ以外の施設の利用は可能である。</p> <p>空調については、夏場に選挙が有り、気温も 40 度に迫る状況であるため、熱中症対策の観点で投票所には空調が必須であると考えている。</p>  |
| 辻部長    | <p>他の体育施設に空調はないが、考え方を整理する。</p>   |
| 小泉参与   | <p>「【資料番号 1-1】彩生館関係の今後の方針について」の 5 ページに、「個別の最終意思決定は、各担当課が本日の会議結果に基づき、適切な時期に進めるものとする。」とあるが、投票所移転についての意思決定は、今後どのように行うのか。</p>  |
| 藤原局長   | <p>第 3 回定例会において彩生館の廃止条例が議決された後、投票所移転について、地元自治会へ説明を行い、その地元意見等を踏まえ、投票所の移転先について、選挙管理委員会に諮る予定である。</p> <p>また、その結果を第 4 回定例会の委員会協議会に報告する予定である。</p>  |
| 西川部長   | <p>使用していない施設に防災用段ボールベッドを保管することについて、湿気等の問題はないか。</p>   |
| 山本部長   | <p>保管する際に防災用段ボールベッドの下にパレットを敷いて対応する予定である。</p>   |
| 土本教育次長 | <p>光明池球技場管理棟を投票所として使用するということが、投票者用に駐車場は何台分確保する予定か。</p>   |
| 藤原局長   | <p>投票者用として、20 台分、事務従事者用に約 5 台分の駐車場を確保したいと考えている。</p> <p>投票日が事前にわかる市議会議員選挙や市長選挙などは、光明池球技場の運動広場を選挙管理委員会で予約し、駐車場の確保を考えている。</p> <p>しかし、衆議院解散のような突発的な選挙時に、大会等で光明池球技場の利用者が多数となる場合は、生涯学習部に協力を得て指定管理者と調整し、利用者向けに乗り入れ台数を減らしてもらうこと、一部の車については、外部の有料駐車場に駐車してもらうことを連絡していただくことで、投票者の駐車区画を確保しようと考えている。</p> |
| 土本教育次長 | <p>投票者と光明池球技場利用者として、駐車場を利用する場所や動線が重なって混乱が生じ</p>  |

|       |  |
|-------|--|
| 山崎部長  | <p>ないように考慮して駐車区画を整理する必要があると考える。</p> <p>彩生館の廃止条例については、第3回定例会に提案を行う。</p> <p>来年度以降は、彩生館は廃止となるが、防災用段ボールベッドの一時保管や選挙時の投票所として利用することになるため、来年度以降も電気やセキュリティー等の費用として予算要求をさせていただく。</p> <p>サウンディング調査については、総務管財室において実施していただけるということですのでよろしくお願いいたします。</p>  |
| 森吉本部長 | <p>その他意見等はないか。</p> <p>他にないため、説明のあったとおり、彩生館関係の今後の方針については、以下のとおりとする。</p> <p>①令和5年度末に廃止する彩生館の土地については、今後、民間への売却処分を前提に手続きを進めることとする。</p> <p>なお、建物については、令和6年度にサウンディング調査を実施のうえ、土地・建物を一括して売却するか、建物を除却のうえ売却するかを決定することとする。</p> <p>②彩生館の建物を活用してきた選挙時の投票所機能については、光明池球技場管理棟にて担うこととし、彩生館の建物の処分に先立ち光明池球技場管理棟の改修を行うものとする。</p> <p>本日の会議の結果については、本部長である私と事務局で市長に報告を行うものとし、その結果については、本日の出席者に共有するものとする。</p> <p>その後の個別の最終意思決定については、各担当課が本日の会議結果に基づき、適切な時期に進めるものとする。</p> <p>なお、本日審議した彩生館関係の今後の方針については、関係部局が協力することにより、方向性を出すことができたもので、わずかではあるが、昨年度改訂した和泉市公共施設等総合管理計画の基本目標である公共施設の延床面積30%縮減の目標達成の一助にもなるものである。</p> <p>今後も延床面積30%縮減の目標達成に向け、各部長のマネジメントをお願いする。</p> <p>以上をもって、令和5年度第1回和泉市公共施設マネジメント推進本部会議を終了する。</p> |

以上

補足事項

本会議の結果については、令和5年8月31日に森吉本部長と事務局で市長に報告を行い、市長からは特に異議はなく、承認を得た。